

就学前支援機関における児童発達支援の実際

児童発達支援センターの調査を基に

○是枝喜代治

(東洋大学ライフデザイン学部)

KEY WORDS: 障害乳幼児, 児童発達支援, 児童発達支援センター

1. 目的

児童発達支援センターは2020年の時点で全国に699ヶ所設置されており、福祉サービスを中心に行う「福祉型」と福祉サービスと併せて治療を行う「医療型」など、多様なサービス形態に分かれている。また、児童福祉法の改正(2012年)以降、身体、知的、精神(発達障害を含む)の各障害のある児童全てに対応できるようになり、手帳の有無に関わらず、療育の必要性が認められた児童を対象に加えることができるなど、弾力的な運用が可能となっている。他方、自治体による格差のあることや、療育の質にばらつきが見られるなどの課題も指摘されている。本研究の目的は、児童発達支援センターに対する質問紙調査を基に、各センターで取り組まれている児童発達支援事業や発達促進の方法、フォローアップ等の現状を明らかにすることにある。

2. 方法

1) 調査対象: 各都道府県のWeb情報を基に、所在地等の集約が可能であった全国の児童発達支援センター(497機関)を対象に、質問紙調査を実施した。

2) 調査手続き及び分析方法: 2020年1月末~2月中旬にかけて調査対象機関に質問紙を郵送し回答を求めた。回答者は各センターの所長、児童発達支援管理責任者等の中から、当該機関として意思決定に関与できる者に依頼した。有効回答のあった154機関(回収率: 30.9%)を分析の対象とした。分析方法は基礎的な統計と合わせて、センターの種別と各内容について、独立性の検定を行った。

3) 調査内容: 調査内容は、①施設の基礎情報(設置主体、経営主体、種別、実施事業等)、②利用児童の障害の状況、発達促進の方法などの基本的な内容と共に、③就学後の児童のフォローアップの状況、④センターの役割、今後の在り方など、大きく4つの内容で構成した。

4) 倫理的配慮について: 各回答者に対し、本研究の目的や方法、研究協力に関する利益、不利益等について書面で説明し、同意が得られた場合のみ回答を求めた。なお、本研究の実施にあたり、東洋大学ライフデザイン学部研究等倫理委員会による承認を得た(承認番号: LH2019-016S)。

3. 結果及び考察

1) 設置主体及び経営主体

設置主体は都道府県立が13機関(8.4%)、市町村立が57機関(37.0%)、民間立が67機関(43.6%)、その他が17機関(11.0%)であった。経営主体は社会福祉法人が82機関(53.2%)、公営が37機関(24.0%)、社会福祉事業団が10機関(6.5%)、NPO法人が10機関(6.5%)、株式会社等が4機関(2.6%)、その他が11機関(7.1%)であった。

2) 児童発達支援センターにおける実施事業

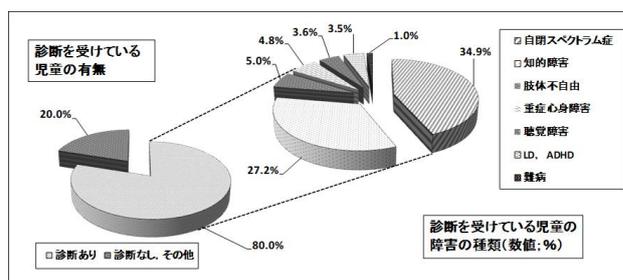
実施事業はセンターで扱う事業の中から選択肢を設けて回答を求めた(複数回答可)。その結果、最も多かった実施事業は、児童発達支援事業(旧児童デイ)が123機関(79.9%)で、次に保育所等訪問支援事業が112機関(72.7%)、障害児相談支援事業が73機関(47.4%)、放課

後等デイサービスが39機関(25.3%)という順番であった。

3) 利用児童の障害の状況

利用児童の障害の状況(診断名等)は「自閉スペクトラム症(ASD)」が最も多く2,367名(34.9%)で、次に「知的障害」が1,845名(27.2%)であった。以下、「肢体不自由」が339名(5.0%)、「重症心身障害」が321名(4.8%)、「聴覚障害」が273名(3.6%)、「LD・ADHD」が235名(3.5%)、「難病」が65名(1.0%)と続いていた(図1参照)。「その他」(1,362名; 20.0%)の中で、最も割合が高かったのは「診断を受けていない(未診断)」(246名; 3.6%)であった(Total-N=6,807)。

図1 利用児童の障害の状況



利用児童の障害の状況に関しては、ASDの割合が最も高く、知的障害の割合と合わせると、全体の6割を超えていた(62.1%)。障害児通所支援事業所従事者実態調査によれば、児童発達支援事業の実利用者数(21,981人)の中で知的障害が3,979名(18.1%)、自閉性圏障害(自閉症、アスペルガー症候群等を含む)が8,887人(40.5%)との報告がある。当調査は対象も一部異なることから直接的な比較はできないが、当調査に限定すると、ASD児の利用率が極めて高い傾向にあることが伺えた。

4) 発達促進の方法

発達促進の方法に関しては、障害児の療育等で比較的取り入れられている方法を参考に選択肢による回答を求めた(複数回答可)。最も多かった回答は感覚統合療法の92機関(59.7%)で、次にTEACCHプログラムの59機関(38.3%)、以下、ペアレントトレーニングの55機関(35.7%)、応用行動分析アプローチの49機関(31.8%)、スヌーズレンの42機関(27.2%)という結果であった。

今回の調査では、作業療法などの運動面に関連する支援方法や、ASD等の発達障害のある児童に対する支援方法の割合が相対的に高かった。首都圏の児童発達支援センターを対象とした調査(堂山・橋本,2019)では、言語療法の割合が87.5%と最も高く、次いで理学療法、作業療法がそれぞれ約8割、SSTなどの内容が約2割という報告がある。今回の結果は、ASD児の利用率が相対的に高いことなどが影響し、場面の構造化を用いたTEACCHプログラムや、保護者支援に関係するペアレントトレーニングなどへの回答率が高く示されたものと考えられる。今後はインタビュー調査などを取り入れるなどして、地域の児童発達支援の現状をより具体的に明らかにしていきたい。(KOREEDA Kiyoji)